

(4) 高圧ガス保安法の国家試験の 手数料見直し

**産業保安グループ
高圧ガス保安室**

1. 高圧ガス保安法に基づく国家試験

- 高圧ガス保安法に基づき、高圧ガスの製造又は販売及び高圧ガスによる災害の発生の防止に関して必要な知識等について、**高圧ガス製造保安責任者試験及び販売主任者試験**（以下「試験」）が行われており、試験に合格することにより**高圧ガス製造保安責任者免状**又は**販売主任者免状**の交付を受けることができる。
- **試験を受けようとする者が納めるべき手数料**は、経済産業大臣が実施する試験については**高圧ガス保安法関係手数料令**（以下「高圧法手数料令」）に、都道府県知事が実施する試験は**地方公共団体の手数料の標準に関する政令**（以下「手数料標準令」）に定められている。
- 経済産業大臣及び都道府県知事は高圧ガス保安法に基づき、試験の実施に関する事務を高圧ガス保安協会（以下「KHK」）に対して権限を委譲しており、協会が試験を実施している。

製造保安責任者試験及び販売主任者試験の実施主体と試験区分の対応関係

実施主体	手数料	試験区分
経済産業大臣	高圧法手数料令に規定	①製造保安責任者 甲種化学責任者免状 ②製造保安責任者 甲種機械責任者免状 ③製造保安責任者 第一種冷凍機械責任者免状
都道府県知事	手数料標準令に規定（標準額）	④製造保安責任者 乙種化学責任者免状 ⑤製造保安責任者 丙種化学責任者免状 ⑥製造保安責任者 乙種機械責任者免状 ⑦製造保安責任者 第二種冷凍機械責任者免状 ⑧製造保安責任者 第三種冷凍機械責任者免状 ⑨販売主任者 第一種販売主任者免状 ⑩販売主任者 第二種販売主任者免状

2. 手数料見直しの概要

- 試験を受けようとする者が納めるべき手数料は、平成21年の手数料額引下げ以降、実質的に手数料額の見直しが行われておらず、①受験者数減に伴い1人あたりの作問費用等の試験実施に不可欠な固定費の増加、②新型コロナウイルス感染症対策として試験会場における座席間隔の確保や検温・消毒等の実施に伴い、試験実施に要する実費が増加し、**現行の手数料との乖離が生じたため、今般手数料（試験手数料）の見直しを行うもの。**
- 都道府県知事が行う製造保安責任者試験・販売主任者試験（以下「**知事試験**」という。）の手数料は、今年度、「手数料標準令」に定められる高圧法を含む各種法令に基づく手数料について見直しを行った結果、**令和4年1月21日に「手数料標準令」が改正され、手数料の改定を行った（下記表参照）。**
- 経済産業大臣が行う製造保安責任者試験（以下「**大臣試験**」という。）についても、**知事試験と同様に見直し、「高圧法手数料令」の改正による、試験手数料の改定を予定している。**
- 大臣試験、知事試験ともに**令和4年度試験から改定手数料を適用する予定。**

知事試験手数料の見直し額

	改定前	改定後
製造保安責任者 乙種（化学・機械）、第二種冷凍機械（前頁④⑥⑦）	9,300円	11,600円
製造保安責任者 丙種化学（特別・液石）、第三種冷凍機械（前頁⑤⑧）	8,700円	10,300円
第一種販売主任者（前頁⑨）	7,900円	9,000円
第二種販売主任者（前頁⑩）	6,200円	7,200円

※表中の金額は書面申請の手数料。電子申請（インターネット申請）の場合は500円引き（改定前も改定後も割引額の変更はなし）。